# ISP ホームステイ責任契約書

**留学生プログラム（ISP）**

オーストラリア メルボルン、ビクトリア州立校

|  |
| --- |
| 指示**これらの指示は、契約が確定する前に削除する必要がある。**本契約書は変更または修正されるべきではない。ホームステイ責任契約書は、別紙１のホームステイ利用規約および以下を含む関連する学校方針とともに、ホームステイ提供者に提供する必要がある。* 緊急事態の手順
* 学校の児童安全行動規範と児童虐待を特定し対応するための手順を含む児童安全方針
* ホームステイ提供者が知っておくべきその他の関連する学校の方針

本契約書は、ホームステイ宿泊施設の提供に関する要望、役割、および責任について合意するために、ホームステイ提供者、学生、学生の保護者、および学校によって使用される。ホームステイ提供者と学校担当者は、学生の開始日前または開始日に本契約書に署名する必要がある。学生は、到着から１週間以内に、本契約の条件について説明を受ける必要がある。本契約成立の証として本書の写しは、学生の親・法的保護者も保有する必要がある。学校委員会または校長は、本契約に署名し実行する権限を与えられた、学校の担当者を指名する必要がある。入力欄には、ホームステイ提供者の協力を得て、学校の担当者が記入する必要がある。学校委員会は、学校の留学生プログラムの運営について、定期的に、例えば毎年、説明を受ける必要がある。これには、現在のホームステイの取り決めと学校が締結した協定について学校委員会に報告することが含まれる。 |

**学校とホームステイ提供者間において**

<学校名と事業者登録番号を挿入>

の

<学校の住所を挿入>

(**学校**)

**と**

<ホームステイ提供者の名前を挿入>

の

<ホームステイ提供者の住所を挿入>

(**ホームステイ提供者**)

CRICOS（連邦政府登録制度）の認定教育機関とコード: 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　Department of Education（教育省）, 00861K（登録コード）©ビクトリア州 ２０２３年

教育省　国際教育部門

住所： Level 28, 80 Collins St　 電話： +61 3 7022 1000

　　　　Melbourne Victoria 　　　　Eメール： international@education.vic.gov.au

 Australia 3000

ホームページ： www.study.vic.gov.au

契約内容は以下の通りです。

## セクション A：　学校担当者の詳細

学校担当者は、学校の校長または留学生コーディネーターなどの代理人になります。

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名： |  |
| 役職： |  |
| Eメール： |  |
| 電話： |  |

## セクション B：　学生の詳細

|  |  |
| --- | --- |
| 姓： |  |
| 名： |  |
| 学生証番号： |  |
| 性別 (男・女)： |  |
| 国籍： |  |
| 本国の住所： |  |
| 学生の連絡先： | 携帯電話番号： |
| Eメールアドレス： |
| 緊急時の連絡先（保護者など） | 氏名： |
| 電話番号： |
| Eメールアドレス： |
| 別の連絡先の詳細（例: 他の保護者） | 氏名： |
| 電話番号： |
| Eメールアドレス： |

## セクション C：　ホームステイ提供者の詳細

**氏名：**\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_ **Eメールアドレス：**\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_

**住所：**\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_

**電話連絡先の詳細：** (自宅)\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_(職場)\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_(携帯電話)\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_

## セクション E：　ホームステイ住居の詳細

**ホームステイ期間**

**開始日：** \_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_ **終了予定日：**\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_

**ホームステイ料金**

**金額**（豪ドルにて、インターネットなど全ての費用を含む）：\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_

**支払いの頻度：** \_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_

**保証金額（**豪ドル、該当する場合)： \_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_

**料金の支払い担当者・法人:** \_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_

**支払い方法：** [ ]  電子送金で学校に、そして学校がホームステイ提供者に支払う、または

　　　　　　　　　　　　[ ]  電子送金でホームステイ提供者へ支払う

## セクション D：　ホームステイサービス

ホームステイサービスは、別紙 1 のホームステイ利用規約に従って提供されなければなりません。

さらに、以下の特定の条件、規則、または要件は、すべての当事者によって遵守されます。

|  |  |
| --- | --- |
| 食事の提供 |  |
| ホームステイ提供者は、学生の食事と医療上の必要性に応じて、少なくとも１日３食、週７日の栄養価の高い食事と適切なスナックを摂取できるようにしなければなりません。 ホームステイ提供者は、妥当な食事の選択肢を提供し、学生の食べ物の好き嫌いや好みを理解します。 朝食と昼食は、年齢に応じて監視下の元、学生自らが用意する場合があります。 |
| **学生の食事要件** |  |
| **学生が利用できる炊事設備** |  |
| インターネットの利用 |  |
| **インターネット使用規則　　　　 (該当する場合)** |  |
| 設備 |  |
| **学生が使用できる家庭用品** | 学生が使用できる家庭用品と監視下にあるもの（テレビ、コンピューターなど）を示してください。 |
| **学生が利用できるバスルームと洗濯室** | 学生が使用できるバスルームと洗濯室、および洗濯に関する事項（該当する場合）を示してください。 |
| ハウスルール（決まり事） |  |
| **特定のハウスルールを記載** |  |
| **帰宅すべき時間（門限）** | 週日 | 週末 | 学校の休暇中 |
|  |  |  |
| **学生が遅刻した場合、不在の場合、門限時間内での遅い食事の場合などの取り決め** |  |
| **訪問者（海外から家族など）に関する約束事と特別な取り決め** | ホームステイ先への訪問者の承認を要求するための約束事を示してください。 |

\*上記の規則はあくまで目安であり、ホストファミリー、学生、学校は、個々の状況に合わせて合意により規則を変更する場合があります。

## 学校担当者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **[学校担当者名を挿入]** が **[当該学校の学校委員会名の挿入]**の代理として署名： |  |   |

日付： ……/……/20…….

## ホームステイ提供者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  **[ホームステイ提供者名を挿入]**の署名： |  |   |

日付： ……/……/20…….

## 学生

本契約の利用規約について説明を受けたことを認めます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  **[学生名を挿入]**の署名： |  |   |

日付： ……/……/20…….

# 別紙　１

# ホームステイ規約と条件 (利用規約)

## ホームステイ

本契約は、規約に従い、満了前に解約しない限り「開始日」に開始し、「終了予定日」に満了する。

本契約は非排他的に締結する。

### 全般的責任

ホームステイ提供者は、本契約に従ってホームステイサービスを提供し、以下を行わなければならない。

* ホームステイ期間中、学生にホームステイサービスを提供する
* 安全で、思いやりがあり、支援的な家庭環境を学生に提供する
* 適用されるすべての学校の方針と手続き (ホームステイ提供者に随時通知または入手可能)、および法律を遵守する
* 責任と義務を確実に理解するため、全ての義務付けされた必須研修に参加する
* 学校との開かれた交流を維持し、学生またはホームステイに関する懸念事項を学校担当者に通知する
* 教育省（DE）の国際教育部門による事前承認がない限り、同じホームステイ先では同時に３人以上の留学生を受け入れない
* 有効なワーキング ウィズ チルドレン チェック(略称WWCC、政府による適性審査) を保持し、学校担当者に最新の登録書を提供し、状況に変更があった場合は直ちに通知する
* ホームステイ提供者の責任を認識し、児童虐待またはネグレクトの疑いがある場合は、学校の方針による報告手順を把握する
* また、ホームステイ提供者が何らかの理由でホームステイサービスの一部または全部を提供できない、または提供できなくなる可能性がある場合は、直ちに学校担当者に通知する

### ホームステイ環境

ホームステイ提供者は、ホームステイサービスを提供する際に、次の最小要件を満たさなければならない。

* ベッドと洋服ダンスを備えた学生専用の個室
* 共用のリビングエリアが使用でき、清潔で整頓された住居
* 学生の食事と医療上の必要に応じて、１日３回、 週 ７日の栄養価の高い食事と適切なスナックを提供する
* タオル、シーツ類、毛布、食器、調理器具などの家庭用品
* キッチン、バスルーム、洗濯室
* ガス、電気、暖房、水道などの妥当な使用
* 共用住居エリアの清掃
* 机、卓上ライト、本棚などの学習設備
* 学生がホームステイ住居に出入りするために必要な鍵、防犯アラームのアクセス番号など
* 住居内に作動する火災報知機を設置

ホームステイ提供者は、ホームステイ住居を物理的に変化する場合 (例：改築や移転など)、学校担当者に書面で直ちに通知しなければならない。

### ホームステイの査察

学校担当者(またはその指名代理人) は、次のことを行う。

* 学生到着前のホームステイ先の査察
* 当初の査察後は、少なくとも６ヶ月毎にホームステイ先を訪問する

緊急事態後など必要に応じて、学校担当者はより頻繁にホームステイ訪問を実施する場合がある。

学校担当者は、ホームステイ提供者に、ホームステイの査察が実施される２週間以上前に書面で通知する（電話通知に続いて、SMSやEメールなどの電子書面で行うことができる）。

ホームステイ提供者は、ホームステイ査察、訪問、および学生の滞在期間中、正直で正確かつ完全な情報を提供しなければならない。

### 同居者と訪問者

ホームステイ提供者は、次のことを行わなければならない。

* 学校担当者に、氏名、生年月日、住所を含むすべての同居者の詳細を提供すること (住所がホームステイ先と異なる場合)
* １８歳以上のすべての同居者がワーキング ウィズ チルドレン チック（WWCC） を保持していること
* １８歳以上のすべての同居者の WWCC の詳細は、学校担当者に提供し、詳細や状況に変更があった場合は学校に通知すること
* 状況が変わり次第、ホームステイ先の同居者の有無を学校担当者に通知すること

ホームステイ提供者は、全ての同居者および訪問者が学生に対して適切かつ敬意を持って接することように合理的努力義務がある。これには以下を含み、これらに限定されない。

* 相互の信頼とコミュニケーションに基づいて、学生と良好な人間関係を構築する
* 学生がオーストラリアでの生活や勉強に順応できるよう協力と支援をする
* プライバシーが孤立と同義ないと認識の上、学生のプライバシーを尊重する
* 学生の文化、習慣、言語、信念の重要性と違いを認識する
* 児童虐待や疑いがある場合、または学生の福祉に危害を及ぼす懸念がある場合は、学校担当者に直ちに通知する

### 緊急事態

ホームステイ提供者は、次のことを行わなければならない。

* 学校の緊急事態の対応ならびにホームステイ提供者の役割と責任を認識する
* 学校の緊急連絡先は、常に最新のものを把握しておく

緊急事態が発生した場合、ホームステイ提供者は次のことを行わなければならない。

* 学生の安全を直ちに確保する
* ホームステイ中に発生した緊急事態や学生に影響を与えた直後に、学校担当者に通知する
* 必要な支援を提供する (例：学生の病院への付き添い)
* 直ちに、学校担当者がホームステイ先を査察することを認める

### 医療

1. ホームステイ提供者は、学生が医療、歯科、病院、またはその他の医療関連の予約に赴く際に、学生を協力および支援する必要がある。 これには、交通の手配、予約の手配、同行の支援が含まれる場合がある。学生が医療サポートを必要とする場合 (緊急事態の結果であるか、継続的または一時的な医療の必要性であるか問わず)、ホームステイ提供者は医療サポートに関する費用の責任は負わない。

### 安全

ホームステイ提供者が児童安全法の対象となる場合、次のことを行わなければならない。

* すべての児童安全法を遵守し、かつ
* 児童安全法に基づいて規制当局がホームステイ提供者または同居者に対して法令遵守措置が取られた場合、直ちに学校担当者に通知する

ホームステイ提供者は、次の場合、直ちに学校担当者に通知しなければならない。

* 児童虐待の実態または疑いがある場合
* 学生の福祉や害を及ぼす実態、または疑いがある場合
* 学生の安全に関して、懸念がある場合
* 学生の行動により、他人への危害が懸念される場合

### 学生の行動管理

ホームステイ提供者は、学生の問題行動に直面し家庭内で解決できない場合、学校担当者に通知しなければならない。

ホームステイ提供者は、学生に体罰や言語的、心理的または感情的な虐待 (ネグレクトを含む) を行ってはならない。

## 監督と世話

### 監督

ホームステイ提供者は、学生が常に適切な監督下にあるように確認しなければならない。必要な監督の度合いは、学生の年齢と成熟度によって異なる。

ホームステイ提供者は、次のことを行わなければならない。

* 学生を一晩、監督のない状態にしてはならない
* 学生が事前の承諾なしに、友人をホームステイ先に招待させてはいけない
* 学生に年少の子供を監督させてはいけない
* 学生がどこへ誰と行くか、帰宅時間を含め、学生の社交・娯楽的な活動を監視する
* 教育省（国際教育部門）の旅行規定に従い、学校担当者と学生の親・法的保護者が旅行を承認した時のみ、学生にホームステイ住居から離れて旅行することを許可する
* ホームステイ提供者が学生に適切な監督を務められない場合は、直ちに学校担当者に通知する
* 学生が事前通知なしにホームステイ住居を離れた場合、または許可なくホームステイ住居から離れて一晩外泊した時点で、直ちに学校担当者に通知する
* ホームステイ提供者が学生のアルバイトについて懸念がある場合は、直ちに学校担当者に通知する
* ホームステイ提供者が、学生が許可なくリスクの高い活動および/または非日常的な外泊 (教育省（国際教育部門）旅行規定で定義されている) に参加するつもりである、または参加した場合は、直ちに学校担当者に通知する

### 運転

学生への運転教習の提供、または仮免許中の同乗には、学校による事前の許可が必要であり、ホームステイ提供者の判断にも任されている。

ホームステイ提供者が学生の運転指導をすることを選択した場合、ホームステイ提供者は、ビクトリア州の運転法規を遵守し、学校の登下校時の運転が学校の運転方針 (ある場合) と一致していることを確認しなければならない。

* 1. **水泳**

ホームステイ提供者は、学生の水泳能力と水への慣れに留意する必要がある。

ホームステイ提供者は、自宅や公共のプール、ビーチ、その他の水辺で、学生に注意を払い監督する必要がある。

## 学校教育の要件

ホームステイ提供者は、次のことを行わなければならない。

* 学生が毎日時間どおりに通学するよう、支援をし、励ます
* 学生が安全かつ適切な交通手段で登下校できるようにする
* 学生の出席状況について懸念がある場合は、学校担当者に通知する
* 学校の方針に従い、学生が学校を欠席する場合は、学校担当者に通知する

学校は学生のコース進捗状況を把握する。 コース修了に困難が生じた場合、学校は個別指導などの追加支援を提供または手配する場合がある。

ホームステイ提供者は、学生のコース進行状況、または学習支援の提供または手配について責任を負わない。 ホームステイ提供者は、任意で学習支援を行うことができるが、これは義務ではない。

## 料金

契約詳細に記載のある料金は定額料金であり、ホームステイ提供者がサービスの提供において負担するすべての費用と税金を含む。

ホームステイ提供者が支払い期間の一部、学生にホームステイサービスを提供しない場合、該当する支払い期間の料金は、学校の判断により相当な減額がし得る。

提供者へ料金の支払い義務のある法人は、契約詳細に記載される(以下「**支払人**」)。

支払人は、契約詳細で指定された頻度と金額に従って、ホームステイ提供者に電子送金する。

支払人がホームステイ提供者に超過払いした場合、支払人は超過払い分をその後の支払いから減額するか、ホームステイ提供者に妥当な期間内での返済を要求できる。超過払い金は、ホームステイ提供者が支払人に支払うべき債務となる。

学校はホームステイ料金を設定する。 ホームステイ提供者は、学校から書面による規定がない限り、料金を増額してはならない。

ホームステイ提供者が料金の支払いに関して質問または懸念がある場合、学生本人ではなく、学校の担当者に連絡しなければならない。

### 保証金

学校は、学生の保証金を保持、監視、および返金を行う。

学生がホームステイ住居を退去して２週間以内に、ホームステイ提供者は、未払い料金、または通常消耗分の範囲を超えた清掃、修繕、交換費用を賄うため、保証金の全部または一部を学校担当者に請求できる。

## ホームステイの退去と終了

### 学生の退去

#### 相互の合意

学生、ホームステイ提供者、および学校担当者の間で書面による相互合意がある場合、いつでも本契約を直ちに解除できる。

#### 親・法的保護者または学生の申し出による退出

学生は、次の場合のみ、終了予定日以前にホームステイ住居を退去できる。

* 学生またはその親・法的保護者が、学校担当者から書面による許可を得た
* 学生がホームステイ提供者に２週間の事前通知を行う

学生が学校の許可なく、必要な２週間の事前通知を行わずにホームステイを終了した場合、同情、またはやむを得ない状況 (学校担当者により判断) が適用されない限り、学生の保証金はホームステイ提供者に違約金として支払われる。

いずれかの場合：

* 学生の親・法的保護者が学生のホームステイ住居からの退出を申し出る
* 学生がホームステイ住居からの退出を申し出る。
* 学生が留学生プログラムの参加を中止する

本契約は、学生がホームステイ住居を永久に退去する日をもって解除される。

#### 学校の申し出による退出

学校は、ホームステイ提供者または同居者が次のように信じると値する根拠がある場合、学生をホームステイ住居から一時的または永久的に避難させる権限がある。

* 本規約、法律、または適用される方針や手続きを遵守していない場合
* 学生の福祉、健康、安全に危害を及ぼす、または悪影響を与える法律違反またはその恐れのある行為に関与や実行している場合

学生の避難が永久的なものである場合、本契約は学生がホームステイ住居を退去した日をもって解除される。

学生の避難が一時的なものである場合、学生がホームステイに戻る日まで本契約は一時停止される。

### ホームステイ提供者の解約権

ホームステイ提供者は、学生と学校に２週間の事前通知を書面で行うことで、本契約を解約できる(つまり、学生へのホームステイサービスの提供を停止)。

### 学校の解約権

ホームステイ提供者が以下のいずれかを行なった場合、学校は直ちに本契約を解約できる。

* 本契約の違反を是正するための通知に従わなかった場合：　適切な栄養、医療ケア、保護または監督を提供できないなど。 – https://www.vic.gov.au/child-safe-standards-definitions を参照、または家庭から学生を隔離する。
* 違反を繰り返した場合
* 重大な違反を犯した場合 (すなわち、当事者が本契約の目的から外れて、契約に基づく重要な義務を果たさない)
* 改善の余地のない違反を犯した場合
* 重要な情報を開示しない、または虚偽の情報を提供し、学生の安全に影響を与えた場合
* 児童虐待の実態または疑わしい事例、または生徒の福祉や健康に害を及ぼす事例を学校に報告しない場合
* 詐欺（金銭的に搾取するなど）、共謀、不適切、不正または犯罪行為を行なった又はその他の重大な不正行為に関与した、さらに学校が信じるに足る十分な理由がある場合
* 学校の見解にて、一般的な社会基準に反する、または容認できないとみなされる行為、またはホームステイ提供者の評判を落とす行為を学校が擁護した結果、ホームステイ提供者との継続的な関係は、学校の評判を不利にするか、名誉を傷つける場合

学校は、ホームステイ提供者が不適格であると判断した場合、ホームステイ提供者に対して、ビクトリア州立校ではホームステイ関連のサービスを提供できないことを書面で通知し、差し迫った解約に対して不服申し立てをすることができる。

### 苦情と不服申し立て

ホームステイ提供者は、解約の可能性について苦情を申し立てる場合、まず校長に問い合わせしなければならない。校長がホームステイ 提供者を解約する決定を維持する場合、学校はホームステイ提供者に[ISPの苦情と不服申し立てのプロセスガイド](https://www.study.vic.gov.au/Shared%20Documents/en/Complaints-Appeals-Process.pdf)を言及する。このガイドでは、教育省（国際教育部門）に異議申し立ての権利を含め、ホームステイ住居に関する苦情や不服申し立てに対処するために、ホームステイ提供者に手順の概要を提示する。

異議申し立てがあった後、教育省（国際教育部門）がホームステイ提供者を解約する決定を維持する場合、教育省（国際教育部門）は、ホームステイ提供者に、ホームステイ提供者名がホームステイ解約登録簿に記載されることを書面にて通知する。 この決定は内部で裁定でき、異議申立人は決定後、２０営業日以内に内部に異議申し立てをしなければならない。 異議申し立ての詳細については、[ISP の苦情と不服申し立てのプロセスガイド](https://www.study.vic.gov.au/Shared%20Documents/en/Complaints-Appeals-Process.pdf)を参照する。

ホームステイ提供者が解約された場合、教育省（国際教育部門）はホームステイ提供者をホームステイ解約登録簿に追加する。解約されたホームステイ提供者が、将来ホームステイ提供者になるために再申請をしたい場合、解雇に至った状況をどのように改善したかを学校に明示する必要がある。

## 苦情

### 留学生に対するホームステイ提供者の苦情

ホームステイ提供者は、学生または学生の親・法的保護者について、意見の不一致、論争、不快感、危機、または懸念が生じた場合、ISPホームステイ責任契約書に記載されている学校担当者に連絡しなければならない。

学校担当者は、学生、学生の親・法的保護者、およびホームステイ提供者の間で生じる可能性のある意見の不一致または論争について、最善の努力を尽くして解決する。 苦情が解決に至らない場合、学校担当者は、校長に問題解決の支援を求めて苦情に関する証拠を再検証し、行動方針を決定する。

ホームステイ提供者が校長の対応に納得できない場合、教育省（国際教育部門）に異議の申し立てをすることができる　― 参照: [ISP の苦情と不服申し立てのプロセスガイド](https://www.study.vic.gov.au/Shared%20Documents/en/Complaints-Appeals-Process.pdf)。 このガイドでは、ホームステイ住居に関する苦情や不服申し立てに対処するために、ホームステイ提供者に手順の概要を提示する。

### ホームステイ提供者に対する学生の苦情

学生が提起した苦情がホームステイ提供者と直接解決に至らない場合、学生は ISP ホームステイ責任契約書に記載されている学校担当者に連絡しなければならない。

まず学校担当者は、申立人から主張を裏付ける情報と証拠を入手する。

学校担当者が苦情に正当性があると判断した場合、学校は苦情を検討し調査を行う。

苦情を解決して是正できる場合、学校担当者は、提案された結果と行動について、申立人とホームステイ提供者の双方に通知する。

苦情が解決に至らない場合、学校の担当者は、校長に問題解決の支援を求めて苦情に関する証拠を再検証し、行動方針を決定する（つまり、学生を新しいホームステイ住居に移動する）。

申立人が学校の対応に納得できない場合、教育省（国際教育部門）に異議の申し立てをすることができる　― 参照: [ISP の苦情と不服申し立てのプロセスガイド](https://www.study.vic.gov.au/Shared%20Documents/en/Complaints-Appeals-Process.pdf)。

本契約の違反が確認された場合、学校はホームステイを解約できる（上記の学校による解約権箇所を参照）。

## プライバシー

### 学生のプライバシー

ホームステイ提供者は、学生のプライバシーを尊重しなければない。 これには、学生が寝室、バスルーム、トイレ内のプライバシーが確保されることを含む。

ホームステイ提供者による学生の個人情報の利用は、個人情報保護法の対象となる。

学生の個人情報が保護法の対象とならない状況でも、ホームステイ提供者は、学生の個人情報を記録、保存、使用、または開示 (ソーシャルメディアを含む) してはならない。次の場合を除く。

* 本契約を遵守する場合
* 学生の学校教育、福祉、またはホームステイの手配について、学校担当者と連絡をとる場合
* 法律による要請、または許可がある場合
* 学生または学生の親・法的保護者の明確な同意がある場合

### ホームステイ提供者ならびに同居人のプライバシー

学校は、ホームステイ提供者が提供者になる申請手続きを行う際、およびホームステイの提供に従事している期間、ホームステイ提供者と住居者の個人情報を収集する。

学校は、教育省（国際教育部門）の留学生プログラムを全般的に管理する本契約を支持するため、およびオーストラリアの法律や教育省（国際教育部門）・学校の方針と手順を遵守するため、ホームステイ提供者および居住者の個人情報の記録、使用、または開示することがある。

個人情報の記録は、本契約における準拠法に従って保持および処分される。

## 一般条項

### 非保証

学校は、学生が留学生プログラムの期間中、ホームステイ提供者の住居に全期間滞在することを保証しない。

### 保険

ホームステイ提供者は、次のことを行わなければならない。

* 二千万ドル以上の法的賠償責任保険を含む建物および家財保険に加入し、継続する
* (ホームステイ提供者がホームステイ住居を賃貸している場合) 二千万ドル以上の法的賠償責任保険を含む家財保険に加入し、継続する
* 要請があった場合、学校担当者に保険契約証明書を提供する

注釈：ホームステイ提供者は、保険の種類または保証金額を確認するために、現在有効な保険契約内容 (保険会社から提供される) を参照しなければならない。 保険契約に関する一般情報は、保険加入時または更新時に保険会社が提供する概要書にも記載されている。

ホームステイ提供者は、次の責任を負う。

* 学生がホームステイ住居に滞在期間中、学生への傷害、または学生による所有物損害に対して、保険が適用されるか確認する
* 保険内容が明確でない場合、ホームステイ提供者の個人的なリスク状況に適した保険がホームステイ提供者に適用されるように、ホームステイ提供者の保険者とホームステイ提供者の個々の保険リスクについて話し合う
* 学生により、または学生が原因とされ、ホームステイ住居の所有物に破損が生じた場合、可能な限り速やかに学校担当者に通知する

### 免責と免除

ホームステイ提供者は、学校委員会 (学校委員会の職員、請負業者、ボランティア、代行者を含む) に対して、ホームステイ提供者に起因または学生の留学生プログラムへの参加に関連して発生した、すべての賠償責任・損失・費用・支出（弁護士費用、費用、支払いを含む）（以下「**請求**」）から免責、免除および解放する。だだし、学校委員会の過失行為または不作為が、請求の原因または一因となった場合は除く。

### すべての法律への遵守

ホームステイ提供者は、本契約に基づくホームステイ提供者の義務に関連する法律、基準、または規則を遵守しなければならない。

### 表明または依存の禁止

ホームステイ提供者は、本契約に明確に記載されている表明または誘因を除き、学校または教育省（国際教育部門）の代理として、いかなる表明またはその他の誘因に依存して本契約を締結しないことを認め、承認する。

### 代理禁止

ホームステイ提供者は、学校または教育省（国際教育部門）の代理人として行動し、称してはならない。 ホームステイ提供者は、学校または 教育省（国際教育部門）に代わって何かを約束または同意してはならない。

### 改正

学校は、学校の運用要件、または法律や教育省（国際教育部門）の方針・手順に変更があった場合、いかなる時にも契約の詳細または条件を修正できる。 学校は、何らかの変更が有効になる１か月以上前に、ホームステイ提供者に書面にて通知する。

ホームステイ提供者が変更に同意しない場合、新規変更が有効になる前に本契約を解約することにより、留学生プログラムから撤回できる。

### 副本

本契約書の正確な写しは、各当事者が個別に署名し、それら写しをまとめて１つの文書として扱われる。

### 準拠法

本契約はビクトリア州法に準拠する。 全当事者は、ビクトリア州の裁判所が本契約の独占排他権を有することに同意する。

### 個人情報収集通知

当該学校を含む教育省は、ホームステイ提供者が提供者になる申請手続きを行う際、ホームステイ住居の訪問時、および登録中に個人情報を収集する。

教育省は、住所、連絡先の詳細、生年月日、同居家族/世帯の詳細、１８歳以上のすべての家族が保持するWWCCおよびビクトリア州教員情報（該当する場合）、写真を含むホームステイ住居と設備の情報、ホストファミリー提供者と交信及び/または学生または学校によって提起された問題の記録を収集する。

#### 使用と開示

教育省は、次の目的でこの情報を収集して使用する。

* 適切な記録保存を含む、ISP ホームステイ手配の管理をする
* 留学生の安全と健康を保証する
* 留学生のための宿泊施設の手配、支援、および福祉全般を承認するため、１９５８年移民法（Cth）および２０１８年海外留学生への教育・訓練の提供者のための国家実践規範（Cth）（以下「国法典」）に基づいて制定された、１９９４年移住規則を含む関連法を遵守する
* 適切・不適切なホームステイ提供者の登録簿を保持する

教育省は、許容、法律許可、または同意によって、個人情報を使用または開示する場合がある。

#### 保証

該当者の個人情報は、本契約を締結した教育省と学校によって保持される。 その記録は、ヴィクトリア州の教育省が所有および運営するシステム、ヴィクトリア州留学生情報ツール (VISIT) にて安全に保管される。 情報の利用は、学校の留学生プログラムを管理する教育省の職員、該当する校長、留学生コーディネーター、ホームステイ コーディネーター、および契約を締結した学校の２４時間体制で対応する職員に限定される。 すべての部門および学校の職員は、ビクトリア州公的機関の行動規範および関連する個人情報保護方針の対象となる。[<https://www.education.vic.gov.au/Pages/privacy.aspx>]を参照する。

#### 権利と修正

当事者は、教育省が保持する自身の情報入手および/または修正を要求できる。学校に直接連絡することで、定期的な情報管理の更新時にそれらを行うことができる。 場合によっては、教育省のホームページ [リンク <https://www.vic.gov.au/freedom-information-requests-department-education>] にて、情報の開示請求ができる。

教育省による個人情報の取り扱いに関する詳細は、教育省の個人情報保護方針　[[https://www.education.vic.gov.au/Pages/privacypolicy.aspx]](https://www.education.vic.gov.au/Pages/privacypolicy.aspx)を参照する。

## 9. 定義

本契約において、次の定義を適用する。

**契約**とは、諸条件、付記、および契約詳細からなるホームステイ責任契約書を指す。

**保証金**とは、契約詳細第８項に定めた保証金の額を指す。

1. **児童保護法**とは、２００５年児童保護福祉法（ビクトリア州）を含む、いかなる形であれ子供の安全に関連する法律を指す。
2. **緊急事態**とは、極度のストレス、恐怖、または傷害の原因となる衝撃的な事象またはその脅威 (オーストラリア国内外問わず) を指す。緊急事態には次のものが含まれるが、これらに限定されない。
* 学生が行方不明
* 深刻な言葉的または心理的な虐待
* 死亡、重傷、またはその脅威
* 自然災害
* 家庭内暴力、身体的・性的またはその他の虐待などの問題
* 生命を脅かさない、その他の出来事
1. **開始日**とは、契約詳細の５項に定めた通り、ホームステイ提供者がホームステイ住居で学生にホームステイ サービスを開始する日付を指す。
2. **終了予定日**とは、契約詳細の５項に定めた通り、ホームステイ提供者がホームステイ住居で学生にホームステイ サービスを終了する日付を指す。
3. **規約**とは、これらのホームステイ サービス利用規約を指す。
4. **教育省 – DE (国際教育部門 – IED)** とは、ホームステイ プログラムを含む、ビクトリア州立校の留学生プログラムを管轄する教育省内の国際教育部門を指す。IED は DE とは分離した主体ではない。DE は CRICOS（連邦政府登録制度）の認定教育機関である。
5. **料金**とは、契約詳細の４項に定めた通り、ホームステイサービスとしてホームステイ提供者に支払われる料金を指す。
6. **ホームステイ**とは、契約詳細の１項に定められた住所で、ホームステイ提供者が学生に提供する住居を指す。
7. **ホームステイ期間**とは、ホームステイ提供者が学生にホームステイサービスを提供する期間であり、開始日から終了予定日までを指す。
8. **ホームステイ提供者**とは、契約詳細の１項に定めた通り、学生にホームステイサービスを提供する家族、夫婦、または独身者を指す。
9. **ホームステイサービス**とは、契約詳細の１項に定めたサービスを指す。
10. **法律**とは、ビクトリア州ならびにオーストラリア連邦の現行法で、慣習法および公式の法律を含む。
11. **居住者**とは、ホームステイに永続的に、または年間３０日以上の長期滞在する者を指す。これには、年間通してホームステイ住居に毎週一晩宿泊するなど、長期にわたって頻繁に短期滞在する者も含まれる。

**学校**とは、学校ならびに、その学校を代表する学校委員会を指す。

**学生**とは、契約詳細のセクションBに記載された、サブクラス５００の学生ビザを保持し、留学生プログラムに参加し、適切な宿泊施設および生活環境の確認通知書が発行された留学生を指す。

**ワーキング ウィズ チルドレン チェック**（WWCC）とは、２００５年ワーキング ウィズ チルドレン法（ビクトリア州）に準拠した、子どもと関わる仕事に適切な人物かどうかの政府審査を指す。